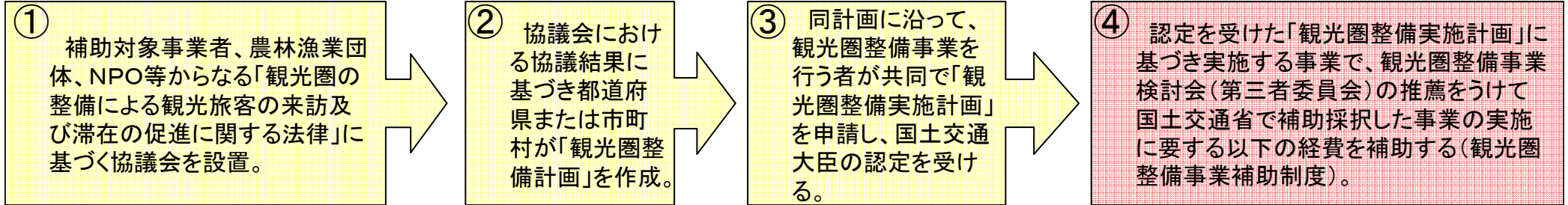


観光圏整備事業費補助スキームの概要

観光立国の実現に向けて国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するためには、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、二泊三日以上の滞在型観光を促進する観光圏を形成することが必要である。

このため、地方公共団体、観光関係団体、農林漁業団体、NPO等地域の幅広い関係者が連携した地域の活性化の取組を総合的かつ一体的に支援するため観光圏整備事業費補助制度(仮称)を創設し、観光圏の整備を促進する。



(1) 宿泊魅力向上事業費

観光圏整備に係る滞在促進区域内等のサービス改善及び向上を図るための宿泊(共用)施設外観整備費、共通食事クーポン・共通入湯券等の企画開発経費、従業員研修経費 等

(2) 観光圏イベント開発事業費

観光圏整備に係る新規イベント開発に係る専門家派遣等の制度設計費、パンフレット作成費 等

(3) 観光圏商品企画開発・販売促進事業費

観光圏整備に係る事業化に向けた事業可能性調査費、統一化されたロゴ等デザイン作成経費、専門家派遣等の制度設計費、地域資源を活用した土産品及び地産地消メニューの開発・販売事業及び起業支援経費、商品販売のための空き店舗活用経費、パンフレット作成経費 等

(4) 観光圏体験・交流・学習促進事業費

観光圏整備に係る体験・交流・学習施設の整備・改良経費、体験・交流・学習プログラム商品の企画開発立上げ経費、制度設計費、パンフレット作成経費 等

(5) 観光圏人材育成事業費

観光圏整備に係る観光従事者及びガイド等の育成経費(講師等の派遣費、教材作成費) 等

(6) 観光圏交通整備事業費

観光圏整備に係る二次交通需要(実証実験)調査費、共通乗車船券の企画開発費、レンタカー活用支援費(多言語カーナビ等)、レンタサイクル活用支援費 等

(7) 観光圏情報提供事業費

認定観光圏案内所の開設・運営初期経費、ITを活用した情報提供・案内システムの開発・運営初期経費、案内板の設置費、観光案内標識の整備費 等
観光圏内外へアクセスするための公共交通施設整備の経費(鉄道施設・乗合バス施設・港湾施設・空港施設・その他ターミナルに係る外国語表記整備、外国語対応券売機整備) 等

(8) 観光圏モニタリング調査事業費

観光圏内の入り込み客数調査・観光客満足度調査・観光消費額調査費 等

(9) 上記以外の個別事業で、観光圏整備実施計画として国土交通大臣が認定した事業

20年度予算:2.5億円非公共(補助率:個別事業毎に上限40%)